

新	旧
<p data-bbox="409 195 1228 226" style="text-align: center;">横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領</p> <p data-bbox="721 289 1469 359" style="text-align: center;">制定 平成 30 年 4 月 1 日 建建防第 4091 号（副市長決裁） 最近改正 令和 3 年 1 月 4 日 建建防第 3452 号（局長決裁）</p> <p data-bbox="195 468 477 495">（入札又は見積書の徴収）</p> <p data-bbox="151 512 1255 539">第 23 条 耐震改修等に係る入札又は見積書の徴収は次の各号のとおり行わなければならない。</p> <p data-bbox="181 556 1484 1213">(1) 当該事業等に係る費用（補助の対象とならない費用を含む 1 者あたりの支払い金額）が 100 万円以上と見込まれた場合、入札又は見積書の徴収は、市内事業者により行わなければならない。</p> <p data-bbox="181 646 1484 716">(2) 入札は 3 者以上で実施し、見積書は 3 者以上から徴収しなければならない。なお、当該事業に関し所有者が契約を行う事業者については、入札又は見積書の内、最低の価格をもって提出した者とする。</p> <p data-bbox="181 735 1484 898">(3) 令和 8 年 3 月 31 日までに第 5 条の規定による補助金交付決定通知書による通知又は第 7 条の規定による全体設計承認通知書による通知を受ける場合で、かつ、補助対象建築物が要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物の場合は、補助対象事業のうち改修設計、耐震改修及び段階改修について第 1 号の規定を適用しない。</p> <p data-bbox="181 917 1484 1081">(4) 令和 8 年 3 月 31 日までに第 5 条の規定による補助金交付決定通知書による通知又は第 7 条の規定による全体設計承認通知書による通知を受ける場合で、かつ、補助対象建築物が多数利用建築物又は重要道路沿道建築物の場合は、次のアからウのいずれかに該当する事業者を、第 1 号の規定において市内事業者とみなすことができる。</p> <p data-bbox="231 1098 1463 1213">ア 補助対象事業が改修設計の場合、当該建築物の耐震診断の実施事業者 イ 補助対象事業が耐震改修又は段階改修における工事監理の場合、当該建築物の改修設計の実施事業者 ウ その者が補助対象事業を実施することが特に合理的であると市長が認める事業者</p> <p data-bbox="151 1274 676 1302">附則（令和 3 年 1 月 4 日 建建防第 3452 号）</p> <p data-bbox="195 1318 320 1346">（施行期日）</p> <p data-bbox="151 1362 795 1390">第 1 条 この要領は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。</p> <p data-bbox="195 1451 320 1478">（経過措置）</p> <p data-bbox="151 1495 1484 1564">第 2 条 令和 3 年 3 月 31 日までに、第 4 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は第 6 条第 1 項の規定による全体設計承認申請書が提出された当該補助対象事業に係る第 23 条の規定については、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="1762 195 2582 226" style="text-align: center;">横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領</p> <p data-bbox="2077 289 2825 359" style="text-align: center;">制定 平成 30 年 4 月 1 日 建建防第 4091 号（副市長決裁） 最近改正 令和 2 年 4 月 1 日 建建防第 4519 号（局長決裁）</p> <p data-bbox="1549 468 1831 495">（入札又は見積書の徴収）</p> <p data-bbox="1504 512 2608 539">第 23 条 耐震改修等に係る入札又は見積書の徴収は次の各号のとおり行わなければならない。</p> <p data-bbox="1534 556 2837 625">(1) 当該事業等に係る費用（補助の対象とならない費用を含む 1 者あたりの支払い金額）が 100 万円以上と見込まれた場合、入札又は見積書の徴収は、市内事業者により行わなければならない。</p> <p data-bbox="1534 644 2837 714">(2) 入札は 3 者以上で実施し、見積書は 3 者以上から徴収しなければならない。なお、当該事業に関し所有者が契約を行う事業者については、入札又は見積書の内、最低の価格をもって提出した者とする。</p> <p data-bbox="1534 732 2837 802">(3) 令和 3 年 3 月 31 日までに、第 4 条の規定による補助金交付申請書を市長に提出する場合又は第 6 条の規定による全体設計承認申請書を市長に提出する場合には、除却を除き、第 1 号の規定を適用しない。</p>

新

旧

1号様式の1（第4条第1項）

年 月 日

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業
補助金交付申請書

横浜市 長

申請者 千
住所

氏名 印
電話

年度横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第4条第1項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 建築物名称

2 事業内容（該当に○をつける）

<input type="checkbox"/>	耐震診断	<input type="checkbox"/>	第1回 段階改修
<input type="checkbox"/>	改修設計	<input type="checkbox"/>	第2回 段階改修
<input type="checkbox"/>	耐震改修	<input type="checkbox"/>	除却

第1号様式の1（第4条第1項）

年 月 日

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業
補助金交付申請書

横浜市 長

申請者 千
住所

氏名 印
電話

年度横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第4条第1項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 建築物名称

2 事業内容（該当に○をつける）

<input type="checkbox"/>	耐震診断	<input type="checkbox"/>	第1回 段階改修
<input type="checkbox"/>	改修設計	<input type="checkbox"/>	第2回 段階改修
<input type="checkbox"/>	耐震改修	<input type="checkbox"/>	除却

第1号様式の3（第4条第2項）

5 提出書類等チェックリスト

下表のうち、該当する事業の○がついている書類を添付し、申請者記入欄に「✓」印を記入して下さい。（該当しない場合は「/」印を記入して下さい。）

提出書類	耐震診断	改修設計	耐震改修	段階改修	除却	申請者記入欄	横浜市確認欄	
1 現状の建築物の外観が2面以上確認できる書類	○	○	○	○	○			
2 事業の対象となる部分を表示した図面	/	/	/	○	/			
3 案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等	○	○	○	○	○			
4 当該建築物の高さと当該部分から前面道路の境界線及び前面道路の幅員がわかる図面（要緊急安全確認大規模建築物及び多数利用建築物の場合は不要）	○	○	○	○	○			
5 建築物の所有権を証する書面（申請を行う3箇月以内に発行したもの）	○	○	○	○	○			
6 申請者以外の当該建築物の所有権を有する全ての者が当該事業に申請することに同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書	○	○	○	○	○			
7 申請を行う事業の見積書又は入札の結果が分かる書類の写し（3者以上）	○	○	○	○	○			
8 耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの。	○	○	/	/	/			
9 耐震診断の結果が確認できる書類の写し（耐震診断義務付け建築物の場合は不要）	/	○	○	○	○			
10 建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し	○	○	○	○	/			
11 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業許可証の写し	/	/	○	○	○			
12 市内事業者の本市有資格者名簿又は法人登記簿の写し	○	○	○	○	○			
13 当該改修工事に係る改修設計の耐震判定委員会等による評価書、当該耐震改修工事に係る認定通知書、全体計画の認定書又は建築確認済書の写し	/	/	○	○	/			
14 当該耐震改修の内容が確認できる書類	/	/	○	○	/			
15 消費税仕入税額控除確認書	消費税控除の申告を行わず、消費税を補助対象とする場合							
16 その他市長が必要と認める書類	市から要求のある場合							
確認事項							横浜市確認欄	
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線の沿道建築物に該当								
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線以外の路線の沿道建築物に該当								

第1号様式の3（第4条第2項）

5 提出書類等チェックリスト

下表のうち、該当する事業の○がついている書類を添付し、申請者記入欄に「✓」印を記入して下さい。（該当しない場合は「/」印を記入して下さい。）

提出書類	耐震診断	改修設計	耐震改修	段階改修	除却	申請者記入欄	横浜市確認欄	
1 現状の建築物の外観が2面以上確認できる書類	○	○	○	○	○			
2 事業の対象となる部分を表示した図面	/	/	/	○	/			
3 案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等	○	○	○	○	○			
4 当該建築物の高さと当該部分から前面道路の境界線及び前面道路の幅員がわかる図面（要緊急安全確認大規模建築物及び多数利用建築物の場合は不要）	○	○	○	○	○			
5 建築物の所有権を証する書面（申請を行う3箇月以内に発行したもの）	○	○	○	○	○			
6 申請者以外の当該建築物の所有権を有する全ての者が当該事業に申請することに同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書	○	○	○	○	○			
7 申請を行う事業の見積書又は入札の結果が分かる書類の写し（3者以上）	○	○	○	○	○			
8 耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの。	○	○	/	/	/			
9 耐震診断の結果が確認できる書類の写し（耐震診断義務付け建築物の場合は不要）	/	○	○	○	○			
10 建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し	○	○	○	○	/			
11 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業許可証の写し	/	/	○	○	○			
12 市内事業者の本市有資格者名簿又は法人登記簿の写し	/	/	/	/	○			
13 当該改修工事に係る改修設計の耐震判定委員会等による評価書、当該耐震改修工事に係る認定通知書、全体計画の認定書又は建築確認済書の写し	/	/	○	○	/			
14 当該耐震改修の内容が確認できる書類	/	/	○	○	/			
15 消費税仕入税額控除確認書	消費税控除の申告を行わず、消費税を補助対象とする場合							
16 その他市長が必要と認める書類	市から要求のある場合							
確認事項							横浜市確認欄	
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線の沿道建築物に該当								
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線以外の路線の沿道建築物に該当								

年 月 日

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業

全体設計承認申請書

横浜市長

申請者 ㊦
住所

氏名 印

電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第6条第1項の規定に基づき、全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 建築物の名称

2 事業内容（該当に○をつける）

耐震診断	第1回 段階改修
改修設計	第2回 段階改修
耐震改修	除却

3 建築物及び敷地に関する事項等
別紙1のとおり

4 事業全体の資金計画
別紙2のとおり

5 事業工程
別紙3のとおり

年 月 日

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業

全体設計承認申請書

横浜市長

申請者 ㊦
住所

氏名 印

電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第6条第1項の規定に基づき、全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 建築物の名称

2 事業内容（該当に○をつける）

耐震診断	第1回 段階改修
改修設計	第2回 段階改修
耐震改修	除却

3 建築物及び敷地に関する事項等
別紙1のとおり

4 事業全体の資金計画
別紙2のとおり

5 事業工程
別紙3のとおり

第4号様式の2（第6条第2項）

6 提出書類等チェックリスト

下表のうち、該当する事業の○がついている書類を添付し、申請者記入欄に「✓」印を記入して下さい。（該当しない場合は「/」印を記入して下さい。）

提出書類	耐震診断	改修設計	耐震改修	段階改修	除却	申請者記入欄	横浜市確認欄
1 現状の建築物の外観が2面以上確認できる書類	○	○	○	○	○		
2 事業の対象となる部分を表示した図面	/	/	/	○	/		
3 案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等	○	○	○	○	○		
4 当該建築物の高さと当該部分から前面道路の境界線及び前面道路の幅員がわかる図面（要緊急安全確認大規模建築物及び多数利用建築物の場合は不要）	○	○	○	○	○		
5 建築物の所有権を証する書面（申請を行う3箇月以内に発行したもの）	○	○	○	○	○		
6 申請者以外の当該建築物の所有権を有する全ての者が当該事業に申請することに同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書	○	○	○	○	○		
7 申請を行う事業の見積書又は入札の結果が分かる書類の写し（3者以上）	○	○	○	○	○		
8 耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの。	○	○	/	/	/		
9 耐震診断の結果が確認できる書類の写し（耐震診断義務付け建築物の場合は不要）	/	○	○	○	○		
10 建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し	○	○	○	○	/		
11 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業許可証の写し	/	/	○	○	○		
12 市内事業者の本市有資格者名簿又は法人登記簿の写し	○	○	○	○	○		
13 当該改修工事に係る改修設計の耐震判定委員会等による評価書、当該耐震改修工事に係る認定通知書、全体計画の認定書又は建築確認済書の写し	/	/	○	○	/		
14 当該耐震改修の内容が確認できる書類	/	/	○	○	/		
15 消費税仕入税額控除確認書	消費税控除の申告を行わず、消費税を補助対象とする場合						
16 その他市長が必要と認める書類	市から要求のある場合						
確認事項							横浜市確認欄
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線の沿道建築物に該当							
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線以外の路線の沿道建築物に該当							

第4号様式の2（第6条第2項）

6 提出書類等チェックリスト

下表のうち、該当する事業の○がついている書類を添付し、申請者記入欄に「✓」印を記入して下さい。（該当しない場合は「/」印を記入して下さい。）

提出書類	耐震診断	改修設計	耐震改修	段階改修	除却	申請者記入欄	横浜市確認欄
1 現状の建築物の外観が2面以上確認できる書類	○	○	○	○	○		
2 事業の対象となる部分を表示した図面	/	/	/	○	/		
3 案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等	○	○	○	○	○		
4 当該建築物の高さと当該部分から前面道路の境界線及び前面道路の幅員がわかる図面（要緊急安全確認大規模建築物及び多数利用建築物の場合は不要）	○	○	○	○	○		
5 建築物の所有権を証する書面（申請を行う3箇月以内に発行したもの）	○	○	○	○	○		
6 申請者以外の当該建築物の所有権を有する全ての者が当該事業に申請することに同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書	○	○	○	○	○		
7 申請を行う事業の見積書又は入札の結果が分かる書類の写し（3者以上）	○	○	○	○	○		
8 耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの。	○	○	/	/	/		
9 耐震診断の結果が確認できる書類の写し（耐震診断義務付け建築物の場合は不要）	/	○	○	○	○		
10 建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し	○	○	○	○	/		
11 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業許可証の写し	/	/	○	○	○		
12 市内事業者の本市有資格者名簿又は法人登記簿の写し	/	/	/	/	○		
13 当該改修工事に係る改修設計の耐震判定委員会等による評価書、当該耐震改修工事に係る認定通知書、全体計画の認定書又は建築確認済書の写し	/	/	○	○	/		
14 当該耐震改修の内容が確認できる書類	/	/	○	○	/		
15 消費税仕入税額控除確認書	消費税控除の申告を行わず、消費税を補助対象とする場合						
16 その他市長が必要と認める書類	市から要求のある場合						
確認事項							横浜市確認欄
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線の沿道建築物に該当							
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線以外の路線の沿道建築物に該当							